イリ　医科点数表第２章第５部に規定する点数（専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。）
イヌ　医科点数表第２章第６部に規定する点数（専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。）
イル　医科点数表区分番号Ｈ００５に掲げる視能訓練及び医科点数表区分番号Ｈ００６に掲げる難病患者リハビリテーション料
イヲ　医科点数表区分番号Ｉ０００に掲げる精神科電気痙攣療法
イワ　医科点数表区分番号Ｉ０００－２に掲げる経頭蓋磁気刺激療法
イカ　医科点数表区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法
イヨ　医科点数表区分番号Ｉ００３－２に掲げる認知療法・認知行動療法
イタ　医科点数表区分番号Ｉ００６に掲げる通院集団精神療法（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イレ　医科点数表区分番号Ｉ００７に掲げる精神科作業療法（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イソ　医科点数表区分番号Ｉ００８－２に掲げる精神科ショート・ケア（注５に規定する場合を除く。）（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イツ　医科点数表区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア（注６に規定する場合を除く。）（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イネ　医科点数表区分番号Ｉ０１５に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イナ　医科点数表第２章第９部から第13部までに規定する点数
イラ　医科点数表区分番号Ｏ００１に掲げる外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)（初診時及び再診時等に限る。）
イム　医科点数表区分番号Ｏ００２に掲げる外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)（初診を行った場合及び再診時等に限る。）
イウ　医科点数表区分番号Ｏ１００の１に掲げる外来・在宅物価対応料
イヰ　調剤点数表第１節に規定する点数
イノ　調剤点数表区分番号１００の２に掲げる調剤管理料
イオ　調剤点数表区分番号１００の３に掲げる服薬管理指導料
イク　調剤点数表区分番号１４の２の２に掲げる外来服薬支援料２
イヤ　調剤点数表区分番号１４の３の２に掲げる服用薬剤調整支援料２
イマ　調剤点数表区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（注10に規定する場合に限る。）
イケ　調剤点数表第３節に規定する点数（専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。）
三　歯科点数表に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養
イ　区分番号Ｂ００８－２に掲げる薬剤総合評価調整管理料
ロ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１
ハ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ニ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料
ホ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料

五　次に掲げる患者
イ　介護老人保健施設に入所している患者
ロ　介護老人保健施設において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者

六　次に掲げる患者（以下「介護老人福祉施設入所者」という。）
イ　地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所している患者
ロ　短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者

次に掲げる点数が算定されるべき療養
一　医科点数表第３章第１部に規定する点数
二　医科点数表第３章第２部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
イ　区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注20の例により算定する点数
ロ　区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注11の例により算定する点数
ハ　区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１の例により算定する点数
ニ　区分番号Ｂ０１０に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)の例により算定する点数
三　歯科点数表に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
イ　区分番号Ｂ００８－２に掲げる薬剤総合評価調整管理料
ロ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１
ハ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ニ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料
ホ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料
四　調剤点数表のうち次に掲げる点数が算定されるべき療養
イ　第１節に規定する点数
ロ　区分番号１００の２に掲げる調剤管理料
ハ　区分番号１００の３に掲げる服薬管理指導料
ニ　区分番号１４の２の２に掲げる外来服薬支援料２
ホ　区分番号１４の３の２に掲げる服用薬剤調整支援料２
ヘ　区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（注10に規定する場合に限る。）
ト　第３節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬並びに注射薬等（抗悪性腫瘍剤を除く。）の費用に限る。）
チ　第４節に規定する点数

次に掲げる点数が算定されるべき療養
一　医科点数表に規定する点数（区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注20に規定する点数、区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注11に規定する点数、区分番号Ｃ００５－１－３に掲げる訪問看護遠隔診療補助料及び当該患者が入所する施設における医師により行われる医学的管理に相当する療養に係るものを除く。）
二　歯科点数表に規定する点数
三　調剤点数表に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
イ　区分番号１５の９に掲げる訪問薬剤管理医師同時指導料
ロ　区分番号１５の１０に掲げる複数名薬剤管理指導訪問料